

富山地区広域圏事務組合ホームページ広告事業実施要綱

平成23年9月26日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山地区広域圏事務組合（以下「組合」という。）の公式サイトである富山地区広域圏事務組合ホームページ（以下「ホームページ」という。）を広告媒体として活用すること（以下「バナー広告事業」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 バナー広告事業は、組合の財産等の有効活用を図るとともに、圏域住民の利便性の向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(広告掲載の範囲)

第3条 ホームページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）は、ホームページと掲載する内容及びデザインとの調和に配慮するものとし、次の各号のいずれかに該当する広告については、掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人及び法人の意見広告と名刺広告
- (6) 社会問題について主義主張や係争中の声明広告
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (9) 消費者被害の未然予防及び被害防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) その他理事長が不適切と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準については、別に定める。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、ホームページで、随時公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書を理事長に提出しなければならない。

(広告掲載者の決定)

第6条 理事長は、広告掲載の申込みがあったときは、第3条に基づいて広告内容等について審査し、広告掲載の可否を決定し、広告掲載希望者に通知するものとする。

2 理事長は、掲載決定に際して、審査の結果、当該審査に係る広告に修正等をすべき箇所があるときは、その修正等を広告掲載希望者に求めることができる。

3 広告掲載希望者は、正当な理由がない場合は、前項に規定する修正等の求めに応じなければならない。

(広告掲載の優先順位)

第7条 広告募集において、広告掲載希望者数が、募集枠数を超えた場合は、次の順位により決定する。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの

(2) 第2順位 私企業のうち、公共性の高いもの

(3) 第3順位 私企業のうち、圏域内のもの

(4) 第4順位 前3号に該当しないもの

2 前項の規定によっても、広告掲載希望者が募集枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告の規格等)

第8条 広告の規格、掲載位置、枠数、広告掲載期間、広告掲載料等は、別に定める。

(広告審査会)

第9条 広告掲載の可否を審査するため、富山地区広域圏事務組合ホームページ広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設置する。

2 広告審査会は、事務局長を会長、事務局次長を副会長として、クリーンセンター所長、施設整備室長、リサイクルセンター所長及び事務局長が指名するもので構成する。

3 会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、必要と認める場合は、構成員以外の職員その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(会議)

第10条 広告審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 広告の掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等にかし、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告に関する財産権について、その権利処理が完了していること。

(4) 広告の内容が、第6条第1項に係る掲載の決定を受けた内容、若しくは第6条第2項に係る変更を行った内容であること。

2 広告主は、前項各号に掲げる事項対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれを解決しなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第13条 理事長は、次の各号に該当する場合は、第6条第1項の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が第6条第2項の規定による指示又は条件に従わないとき。

(2) 広告主が指定した期日までに広告原稿（画像データ）を提出しなかったとき。

(3) 広告主が指定した期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(4) 広告掲載決定後の事情変更により、広告の内容等が第3条の基準に抵触したとき。

(5) その他広告掲載が適切でないと理事長が判断したとき。

(掲載中の広告の削除)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告を削除することができる。

(1) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

(2) 掲載中の広告内容が第3条の基準に抵触することが確認されたとき。

(3) その他、広告掲載中に特に支障があるとことが認められたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。